創業塾の開催

▼**問合せ**　嵐山町商工会　☎62-2895
企業支援課　☎62-0720

現在、独立を検討されている方や、これから商売を始めようとされている方、開業したばかりで経営のことがよく分からない方等を対象に、経営の基本を学ぶセミナーを開催します。

参加費　無料
定　員　10名（先着順）
場　所　ふれあい交流センター
日　程
①11月25日(水)　創業の心構え・アイデアの考え方を学ぼう！
②12月2日(水)　マーケティング・販路開拓って何だろう？
③12月9日(水)　販売戦略・事業計画を立てて成功を掴もう！
※各回とも10時～12時開催
申込み　嵐山町商工会

宝くじのコミュニティ助成事業で防災資機材を整備しました

▼**問合せ**　地域支援課　☎62-2152

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に、コミュニティ助成事業を実施しています。

七郷防災会では、宝くじ助成金を受けて、防災資機材を整備しました。各防災組織では「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、自主的な防災活動に積極的に取り組んでいます。

今後も、安心して暮らせる地域づくりの推進にご協力をお願いします。

健康マラソン大会の中止

▼**問合せ**　嵐山町スポーツ協会事務局　☎62-0824

12月20日(日)に開催を予定していた第38回嵐山町健康マラソン大会は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、中止とします。

比企郡駅伝競走大会の中止

▼**問合せ**　嵐山町スポーツ協会事務局　☎62-0824

令和3年3月7日(日)に開催が予定されていた第37回比企郡駅伝競走大会は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、中止となります。

「ふれあい交流センター」でマイナンバーカードの申請受付を行います

▼**問合せ**　町民課　☎62-2154

日　時　11月26日(木)　9時～15時
持ち物
- 運転免許証などの本人確認書類
- 通知カード
- 個人番号カード交付申請書（見つからない場合は申し出てください）

※申請後、カードができるまで1か月程度かかります。
前日までに役場町民課へご予約してください。写真撮影も無料で行います。
予約された方以外の受け付けはできません（**役場町民課での受け付けは随時行っています**）。

上が通知カード　下が交付申請書

調理職員・介護職員の募集です！！

・平成31年4月に特別養護老人ホームつきがわがオープンしました。
・きれいな職場です。
・働きやすさを目指しています。
・初心者の方、高齢な方、親切丁寧に指導します。

住所　東秩父村坂本1308-8(旧西小学校跡地)
問合せ先
社会福祉法人　太陽の会　担当　神宮
《0493-81-2424・070-3982-8513》　広告

平日の窓口を延長マイナンバーカードの申請・交付等を行います

▼**問合せ**　町民課　☎62-2154

日　時　11月26日(木)
17時15分～19時
マイナンバーカードの申請、カードの交付、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います（無料）。
できるだけ事前にお電話で予約してください。予約のない方は待ち時間が長くなる場合があります。
平日の業務時間内に来ることが難しい方は、ぜひご利用ください。

保険・年金・医療

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります ～令和3年3月から開始予定～

▼**問合せ**　町民課　☎62-2154

医療機関を受診するときや薬局を利用するときに、マイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになります。
国民健康保険証および後期高齢者医療保険証をお持ちの方で、マイナンバーカードを健康保険証として利用したい方は交付申請をしてください。
なお、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、カードの初回登録（保険証としての登録）手続きが必要です。登録は「マイナポータル」により、ご自身で申し込み手続きをしてください。役場町民課に機器を設置していますので、操作がご不安な方は、初回登録のお手伝いも可能です。

マイナンバーカードを保険証登録すると便利なこと
- カードリーダーが設置されている医療機関・薬局では保険証を持たなくても受診でき、受け付け手続きもスムーズに行えるようになります。
- 転職・就職・引越しをしても保険証の切替を待たずに受診できます。（保険者への加入届出は必要です）
- 高額療養費の限度額認定証などの持参が不要となります。

医療費適正化にご協力ください

問合せ　町民課　☎62-2154

国民医療費は年々増加傾向にあります。このまま医療費が増え続けると、国保の財政にも大きな影響を及ぼします。少しでも不要な医療費をなくしていけるよう、ご協力ください。

①かかりつけ医を持ちましょう。
日頃から、自分や家族の病気の治療や、医療の相談にのってもらえる「かかりつけ医」を持ちましょう。

②休日や夜間の受診を控え、「はしご受診」は避けましょう。
緊急時以外で、割増料金のかかる休日や夜間に受診したり、同じ病気で複数の医療機関にかかる「はしご受診」は、その都度初診料や検査費用がかかります。

③薬のもらいすぎや飲み合わせに注意しましょう。
薬は飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。お薬手帳を1冊にまとめる等活用し、医師や薬剤師に相談しましょう。

④ジェネリック医薬品を活用しましょう。
医師や薬剤師と相談し、可能なら積極的に活用しましょう。

⑤健康診断・各種がん検診を受けて、病気の早期発見・治療に努めましょう。
生活習慣病等は、自覚症状が現れにくく、早期発見には健診が重要です。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

▼**問合せ**　ねんきん加入者ダイヤル　☎0570-003-004（ナビダイヤル）

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する際は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。**1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は本年11月上旬、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて納付された方は来年の2月上旬**に日本年金機構本部から順次送付されますので、申告の時まで大切に保管してください。

①国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

②控除証明書に記載されている月以外の保険料を12月31日までに納付した場合は、「領収証書」を添付することで今年分として申告できます。

③ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。